

平成30年第2回東大和市議会定例会会議録第9号

平成30年6月5日（火曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（30名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	企画財政部参事	星野宏徳君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	秘書広報課長	五十嵐孝雄君
財政課長	川口荘一君	総務管財課長	岩本尚史君

保険年金課長 越中 洋 君
課税課長 真野 淳 君
子育て支援課長 鈴木 礼子 君
青少年課長 新海 隆弘 君
環境課長 宮鍋 和志 君

市民部副参事 岩野 秀夫 君
産業振興課長 小川 泉 君
子育て支援部
副参事 梶川 義夫 君
生活福祉課長 川田 貴之 君
土木課長 寺島 由紀夫 君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
 - (1) 市長報告
 - (2) 議長報告
- 第 4 第 3 号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について
- 第 5 第 3 号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 第 3 7 号議案 専決処分の承認について
- 第 7 第 3 8 号議案 専決処分の承認について
- 第 8 第 3 9 号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例
- 第 9 第 4 0 号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 第 4 1 号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 第 4 2 号議案 東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例
- 第 1 2 第 4 3 号議案 東大和市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 第 4 5 号議案 市道路線の認定について
- 第 1 4 第 4 6 号議案 市道路線の一部廃止について
- 第 1 5 第 4 7 号議案 市道路線の認定について
- 第 1 6 第 4 8 号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について
- 第 1 7 第 4 9 号議案 都市計画道路 3・5・20 号線道路築造工事請負契約について
- 第 1 8 第 4 4 号議案 平成 3 0 年度東大和市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 9 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 9 まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（押本 修君） ただいまから、平成30年第2回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（押本 修君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（押本 修君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。

議会運営委員会委員長の報告を行わせていただきます。

去る5月31日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず、定例会の会期であります、本日6月5日より20日までの16日間といたします。

会議録署名議員は、6番 大后治雄議員、19番 東口正美議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、議事運営を休憩し、休憩中に土地開発公社評議員会を開催いたします。再開後、第3号報告、第3号諮問の後、第37号議案から43号議案、第45号議案から第49号議案、第44号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。このうち、第45号議案から第47号議案までの3議案を一括議題に供し、建設環境委員会に付託いたします。また、第48号議案は厚生文教委員会に付託いたします。

6月6日から、8日、11日及び12日の5日間は一般質問となります。

6月13日から19日までの7日間は本会議を休会といたします。

なお、今定例会から、一般質問最終日と常任委員会の中に休会が1日追加となっております。これは、平成30年1月15日での議会運営委員会において、平成30年第2回定例会以降、一般質問最終日と常任委員会の開催日の間に休会1日を新たに設ける決定をしたことに基づくものであります。

この13日から19日までの休会の中に、常任委員会及び議会運営委員会を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

6月14日午前9時30分から総務委員会を、6月15日午前9時半から厚生文教委員会の開催を予定しております。また、6月18日午前9時半から建設環境委員会の開催を、同日午後1時半から議会運営委員会の開催を予定しております。

6月20日最終日は、常任委員会等審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託を行い、継続審査を議決した後、閉会となります。

議員提出議案の提出期限は、6月12日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受付締め切りは、6月15日、正午であります。

今定例会での一般質問通告者は15名です。

委員会に審査を付託する陳情は2件であります。

以上で、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどをよろしくお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（押本 修君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

6番 大 后 治 雄 議員

19番 東 口 正 美 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（押本 修君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月5日から6月20日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 諸報告

○議長（押本 修君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。

資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、2月19日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化についてであります。平成28年12月に公表した2020年に向けた実行プランの実効性を担保するため、政策の強化を図ることについて東京都から説明がありました。

次に、議事2の女性視点の防災ブック「東京くらし防災」についてであります。女性の視点や発想を活用し、きめ細やかな防災対策を進めるための冊子を作成したことについて、東京都から報告がありました。

次に、議事3の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。大会の成功に向け、市区町村への財政支援を継続することや聖火リレーの検討を始めることについて、東京都から説明がありました。

次に、議事4の平成30年度東京都予算案の概要についてであります。平成30年1月26日に発表された予算案の概要について東京都から報告がありました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、同日、東京都市長会政策調査特別部会が開催され、多摩地域が一体で取り組む観光地域づくりに係る平成29年度の取り組みと今後の取組方針について、市長会事務局から報告、提案があり、これを承認いたしま

した。

次に、2月26日に東京都市長会が開催されました。

議事1の赤十字活動並びに活動資金募集への御協力のお願いでありますが、各市が行う募金活動等を通じた活動資金への協力依頼が日本赤十字社からありました。

その他の議事につきましては、2月19日開催の東京都市長会役員会及び政策調査特別部会における審議と同様であります。

次に、4月18日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。大会開催時におけるアスリートや観客の安全確保等を目的とした都市運営に係る基本方針を策定したこと等について、東京都から報告がありました。

次に、議事4の全国市長会要望事項の提出についてであります。平成31年度は前年度に比べ11件少ない136件の項目を要望すること等の説明が市長会事務局からあり、これを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、4月25日に東京都市長会が開催されました。

議事につきましては、4月18日開催の東京都市長会役員会における審議と同様であります。

次に、4月27日に東京都市区長会総会が開催されました。

議事につきましては、東京都市区長会役員会の選任や全国市長会役員会の推薦等についてでありましたが、全て原案どおり承認、決定いたしました。

次に、5月14日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の東京都受動喫煙防止条例（仮称）骨子案についてであります。平成30年第2回定例都議会へ上程を予定している条例案の概要について、東京都から説明がありました。

次に、議事2の時差ビズについてであります。朝のピーク時間帯を避けて出勤することにより通勤ラッシュを緩和し、朝夕の時間の活用や働く意欲につなげることを目的とする取り組みの実施について、東京都から説明がありました。

次に、議事3の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。大会開催時に実施するライブサイトイベントに係る考え方について、東京都から説明がありました。

次に、議事7のCV-22オスプレイの横田飛行場配備に関する要請についてであります。これまで基地周辺5市1町の枠組みで行ってきた活動を踏まえ、関係5市の承認、了承を得ながら作成した国への要請文について市長会事務局から提案があり、これを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、同日、東京都市長会政策調査特別部会が開催され、多摩・島しょ広域連携活動助成事業について、前回見直しから3年が経過することを踏まえ、検証を行い、その結果に基づき作成した見直し案について市長会事務局から報告、提案があり、これを承認いたしました。

次に、5月17日に全国市長会関東支部総会が開催されました。

議事につきましては、全国市長会関東支部の平成29年度決算及び平成30年度予算、役員の改選等でありましたが、全て原案どおり承認、決定いたしました。

次に、5月25日、東京都市長会役員会が開催されました。

議事につきましては、各種審議会委員等の推薦についてでありましたが、原案どおり承認いたしました。

次に、同日、東京都市長会が開催されました。

会議には、小池東京都知事の出席があり、議事1及び議事2につきまして、都知事から説明がありました。

次に、議事2の平成31年度税制改正に向けてについてであります。地方法人課税の新たな偏在是正措置の実施等が検討されている平成31年度の税制改正に対する東京都の考え方について説明がありました。

その他の議事につきましては、5月14日及び25日開催の東京都市長会役員会並びに5月14日開催の政策調査特別部会における審議と同様であります。

以上で市長報告を終わります。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

[議長退席、副議長着席]

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告を終了までの間、議長職を交代をいたします。

それでは、議長報告を行います。

[議長 押本 修君 登壇]

○議長（押本 修君） それでは、平成30年第1回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、4月17日に東京都市議会議長会理事会が東京自治会館で開催されました。

議事では、平成30年2月19日以降の会務報告が行われました。

なお、各市提出議案についてはございませんでした。

また、平成29年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定については、報告どおり承認いたしました。

最後に、東京都市議会議長会臨時総会の運営について調整を行いました。

理事会終了後に、東京都市議会議長会臨時総会が東京自治会館で開催されましたが、先ほど報告いたしました理事会の内容のとおり、臨時総会におきましても報告、承認されました。

なお、この臨時総会をもって、東京都市議会議長会の新旧役員交代があり、東大和市議会議長が理事の職を退任いたしました。

次に、4月24日に関東市議会議長会定期総会が群馬県桐生市にある桐生市市民文化会館で開催されました。

議事では、会務報告のほか、慶弔規程に基づく支出報告、議長の異動及び地方行政委員会を初めとした各委員会の活動状況などの諸報告が行われました。

また、会長提出議案として、平成29年度関東市議会議長会歳入歳出決算を原案どおり認定し、平成30年度同議会議長会歳入歳出予算（案）を原案どおり可決するとともに、都県提出議案4件を全国市議会議長会定期総会への都県提出議案とすることに決定いたしました。

お手元に机上配付いたしました報告資料をごらん願います。

都県提出議案第1号として、東京都市議会議長会から提出された教員の働き方改革を求める要望、議案第2号は、千葉県市議会議長会から提出された国民健康保険広域化に伴う財政支援の拡充について、議案第3号は、茨城県市議会議長会から提出された首都圏中央連絡自動車道の早期4車線化について、議案第4号は、千葉県市議会議長会から提出された農業振興地域内農用地の規制緩和による農地の有効活用とすることとなりました。

次に、4月26日に東京都河川改修促進連盟理事会が三鷹市公会堂さんさん館で開催されました。

議事では、平成29年度事業報告及び歳入歳出決算並びに会計監査報告を承認し、平成30年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）並びに平成30年度分担金（案）を原案どおり可決いたしました。

また、第56回総会及び促進大会（案）及び平成30年度役員（案）を承認いたしました。

次に、4月27日に東京都北多摩議長連絡協議会定例総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、会務報告のほか、平成29年度事業報告及び歳入歳出決算を報告のとおり認定し、平成30年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

また、平成31年度役員（案）を原案どおり可決いたしました。

次に、5月23日に三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事会が東京自治会館で開催されました。

議事では、平成29年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算を報告どおり認定し、平成30年度同歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

役員を選任では、平成30年度の役員として、会長に田中調布市議会議長などの役員を選任し、東大和市議会からは荒幡伸一議員が第3委員会副委員長に選任されました。

また、総会決議として、三多摩上下水及び道路建設対策に関する決議（案）を原案どおり可決いたしました。

また、以上の案件を第56回総会に提案することで承認されました。

理事会終了後に、三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会が東京自治会館で開催されましたが、先ほど報告いたしました理事会の内容のとおり、総会におきましても報告、承認されました。

次に、5月24日に東京河川改修促進連盟総会及び促進大会が調布市グリーンホールで開催されました。

議事では、平成29年度事業報告及び歳入歳出決算並びに会計監査報告を承認し、平成30年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

促進大会では、大会宣言に続き、大会決議が採択されました。

次に、5月28日に東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会臨時会が東京自治会館で開催されました。

議事では、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会の役員選挙等が行われ、私が東大和市議会議長として指名推選により組合議会議長に就任いたしました。

次に、5月28日に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、平成30年4月17日以降の会務報告のほか、関東市議会議長会等の報告及び平成30年度日中友好交流事業、東京都都市計画審議会の会議結果の報告が行われました。

なお、各市提出議案につきましてはございませんでした。

次に、5月30日に全国市議会議長会定期総会が東京国際フォーラムで開催されました。

議事では、会務報告の後、平成28年度全国市議会議長会各会計決算を報告のとおり認定し、平成30年度同各会計予算（案）を原案どおり可決いたしました。

次に、5月31日に東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、平成29年度の経過報告の後、平成29年度歳入歳出決算について報告どおり認定し、平成30年度歳入歳出予算（案）について、原案どおり可決いたしました。

報告は以上であります。ただいま報告いたしました関係資料につきましては事務局のほうに整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 押本 修君 降壇〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代をいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（押本 修君） 以上で諸報告を終了いたします。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前 9時50分 休憩

午前10時15分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 第3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（押本 修君） 日程第4 第3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） こんにちは。

ただいま議題となりました第3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況につきまして御報告申し上げます。本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、土地開発公社の経営状況について御報告申し上げますのでございます。

御報告申し上げます事項は、平成29年度東大和市土地開発公社事業報告並びに決算であります。

初めに、平成29年度東大和市土地開発公社事業報告であります。

公共用地取得事業はございませんでした。

次に、公共用地売却事業であります。東大和市からの依頼によりまして1件の売却事業を行っております。

事業名は、立川都市計画道路3・5・20号東大和武蔵村山線用地売却事業であります。売却面積につきましては314.42平方メートル、売却金額につきましては8,378万8,882円、売却先は東大和市であります。

続きまして、平成29年度東大和市土地開発公社決算であります。

収入であります。事業収入は、土地売却収入が8,378万8,882円であります。こちらは、公共用地売却事業に伴う売却代金であります。

次に、借入金は、収入がございませんでした。こちらは公共用地取得事業を行わなかったことによるものであります。

次に、事業外収入は、利息収入が121円であり、普通預金の利息であります。

収入は以上でありまして、収入済額の合計は8,378万9,003円であります。

支出であります。事業費は、土地取得費につきましては支出がございませんでした。公共用地取得事業を行わなかったことによるものであります。また、支払利息が4万1,589円でありまして、平成28年度の公共用地取得事業に伴う借入金の支払利息であります。

次に、管理費は、一般管理費が7万5,648円であります。主なものは、法人市民税及び法人住民税であります。また、事業管理費の支出はございませんでした。

次に、借入金償還金は4,800万円あります。こちらは、平成28年度の公共用地取得事業に伴う借入金の元金の返済であります。

予備費は支出がございませんでした。

支出は以上でありまして、支出済額の合計は4,811万7,237円あります。

そのほか、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録等につきましては説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第3号報告を終了いたします。

日程第5 第3号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（押本 修君） 第3号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第3号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

候補者として推薦いたします高橋榮氏は、平成21年以来、3期9年にわたりまして人権擁護委員として御活

躍をいただいておりますが、平成30年9月30日をもって任期満了となります。

同氏は、現在北多摩西地区保護司会東大和分区長としても活躍中であり、これまでに東大和市消防団第四分団長や東大和市立第一中学校PTA会長などを歴任されております。また、人望も厚く、人柄も温厚でありますことから、今までの経験を生かし、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたいと考えております。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、高橋榮氏を適任と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として高橋榮氏を適任と決めます。

日程第6 第37号議案 専決処分の承認について

○議長（押本 修君） 日程第6 第37号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第37号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市税条例の一部を改正する条例であります。

本年3月31日に地方税法の一部を改正する法律が公布され、同年4月1日から施行されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日に専決処分をさせていただきました。このため、本議会

において同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付させていただきました第37号議案資料に基づきまして御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお開きください。

主な改正内容は2点ございます。いずれも土地に係る固定資産税、都市計画税の特例措置に関する改正であります。

まず1点目は、土地の価格の下落修正措置に関する改正であります。

固定資産の評価額は、3年ごとに見直しを行うこととなっております。このため、原則として、基準年度である平成30年度の評価額を3年間据え置くこととなっております。ただし、地価が下落し課税上著しく均衡を失う場合には、据置年度においても価格の修正を行うことができる下落修正措置がございます。この下落修正措置を平成31年度及び平成32年度においても適用できるよう改正するものであります。

2点目は、土地に係る固定資産税、都市計画税の負担調整措置に関する改正であります。

土地の価格の見直しによる税負担の大幅な増加を緩和するための負担調整措置を平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税、都市計画税について適用できるよう改正するものであります。

次に、各条文の改正内容につきまして御説明申し上げます。

第17条の改正は、第43条及び第44条の改正に伴い規定を整備するものでございます。

第28条の改正は、市民税の均等割の税率につきまして規定を整備するものであります。

第42条の3の改正は、特別徴収義務者につきまして規定を整備するものであります。

第42条の5の改正は、年金所得に係る仮特別徴収税額等につきまして規定を整備するものであります。

第43条の改正は、租税特別措置法第66条の7第4項等の規定の適用を受ける場合の控除すべき額を法人税割額から控除するための規定を設けるものであります。

第44条の改正は、法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金額につきまして、申告後に更正等があった場合の計算期間の控除に係る規定を設けるものであります。

第46条の6の改正は、地方税法施行規則の改正に伴い引用する条項のずれを整理するものであります。

議案資料の2ページをごらんください。

第47条の改正につきましても、地方税法施行規則の改正に伴い引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第3条の2の改正は、第43条及び第44条の改正に伴い規定を整備するものであります。

付則第3条の3の改正は、第44条の改正に伴い規定を整備するものでございます。

付則第10条の2の改正は、地方税法附則第15条第2項第2号等の条例で定める割合について、地方税法の改正に伴い規定を整備するものであります。

付則第10条の3の改正は、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者が提出する申告書について規定を設けるもの及び地方税法の改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

付則第11条の改正は、土地に係る固定資産税の負担調整措置等の適用期間を3年延長するため、用語に関する規定を整備するものであります。

付則第11条の2の改正は、土地の価格の下落修正措置を平成31年度及び平成32年度においても適用するために規定を整備するものであります。

付則第12条の改正は、宅地等に係る固定資産税の負担調整措置の適用期間を3年延長するために規定を整備するものであります。

付則第12条の2の改正は、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る固定資産税の特例に関する経過措置の適用期間を3年延長するために規定を整備するものであります。

付則第13条の改正は、農地に係る固定資産税の負担調整措置の適用期間を3年延長するために規定を整備するものであります。

付則第13条の2の改正は、地方税法の改正に伴い規定を整備するものであります。

付則第13条の3の改正は、市街化区域農地に係る固定資産税の負担調整措置の適用期間を3年延長するために規定を整備するものであります。

付則第15条の改正は、特別土地保有税に係る課税の特例の適用期間を3年延長するために規定を整備するものであります。

議案資料の3ページをごらんください。

付則第18条の12の改正は、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の適用を受けようとする者が提出する申告書について規定を設けるものであります。

付則第19条から第22条の2まで並びに付則第22条の4及び第22条の5の改正は、宅地等に係る都市計画税の負担調整措置の適用期間を3年延長するために規定を整備するものであります。

付則第22条の8の改正は、地方税法の改正に伴い引用する条項を整理するものであります。

付則第22条の9の改正は、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る都市計画税の特例に関する経過措置の適用期間を3年延長するために規定を整備するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1条は、施行期日の規定で、この条例の施行日を平成30年4月1日とするものであります。

附則第2条は、市民税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の法人市民税の規定の適用区分を定めるものであります。

附則第3条は、固定資産税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の固定資産税の規定の適用区分を定めるものであります。

議案資料の4ページをごらんください。

附則第4条は、都市計画税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の都市計画税の規定の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第37号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第7 第38号議案 専決処分の承認について

○議長（押本 修君） 日程第7 第38号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第38号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本年3月31日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日に専決処分をさせていただきました。このため、本議会において同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めるものであります。

今回の条例改正の主な改正点は2点ございます。

1点目は、基礎課税額に係る課税限度額を引き上げ、そのことにより所得割額を引き下げるものであります。

2点目は、低所得者の国民健康保険税の税額の軽減措置につきまして、5割軽減の対象となる世帯及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定基準所得額をそれぞれ引き上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第2条第2項は、基礎課税額の課税限度額の規定であります。「54万円」を「58万円」に改めるものであります。

第3条第1項は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額の規定であります。第2条第2項において規定しております課税限度額の改正に伴い、所得割額算定に用いる基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率を「100分の6.00」から「100分の5.95」に引き下げるものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定であります。第2条第2項における課税限度額の改正に合わせて「54万円」を「58万円」に改めるとともに、世帯の税額を5割軽減する基準額及び2割軽減する基準額をそれぞれ引き上げ、低所得者に対する軽減措置の拡充を図るものであります。具体的には、5割軽減につきまして

は「27万円」を「27万5,000円」に、2割軽減につきましては「49万円」を「50万円」に改めるものであります。

第24条の2は、特例対象被保険者等に係る申告の規定であります。所要の文言整理を行うものであります。最後に、附則であります。附則第1項は条例の施行日を平成30年4月1日とするものであります。

附則第2項は、国民健康保険税に関する経過措置の規定で、改正後の条例の規定は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（中間建二君） 2点伺います。

今回の専決処分の内容で、課税限度額を54万円から58万円に引き上げるということでございますけれども、この東大和市の国保会計における対象者数、また影響額等はどの程度の見込みとなるのかお尋ねしたいと思います。

それから、もう一点、先ほどの御説明の中で、やはり所得割については100分の6から0.05引き下げて100分の5.95ということでございますけれども、これは一定の負担軽減につながるものだと理解しておりますが、これについても対象者数、また影響額等の見込みがございましたら御説明いただきたいと思ひます。

以上です。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 御質疑の件です。

まず1点目の課税限度額54万円を58万円に引き上げることに伴ひまして——におけます影響の対象人数とその影響額についてですが、申しわけございません、まず人数ではなくて世帯で把握させていただいております。

対象となる58万円を超える対象世帯は190世帯、これは平成29年度の当初賦課時点での試算になりますが、190世帯というふうに推計してございます。また、影響額につきましては760万ということ推計してございます。

以上でございます。

済みません、御質疑の2点目でございますが、こちらは済みません、資料を持ち合わせてございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 数点伺います。

一つは、この今回の改正が、後期高齢者支援分と介護分を除いて医療分だけについてのみに改定されるということなんですが、これどういう趣旨なのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、この課税限度額の引き上げで影響を受ける所得の階層ということなんですが、これどういった所得の方が具体的には該当するのかということをお尋ねしたいと思います。例として、例えば40代御夫婦で子供2人、専業主婦としましょうか——ということであれば教えていただきたいというふうに思ひます。

それから、軽減判定の所得の変更によって軽減を受けることができるようになる世帯数、どのように変化するかということがわかれば教えてください。

○保険年金課長（越中 洋君） 平成30年度の地方税制改正におきましては、基礎課税額、医療分でございます。

こちらの限度額が引き上げられてございます。限度額の引き上げによりまして、被保険者の国保税の負担の公平性の確保及び主に中間所得者層の国保税負担の軽減が図られるものでございます。

また、40代夫婦子供2人の世帯で計算をいたしますと、医療分が54万円に達する世帯が所得が752万4,000円でございます。これを上回る世帯が54万円を超えて賦課されるということとなります。世帯数といたしましては、先ほども他の議員の質疑でございましたが、221世帯と見込んでございまして、58万円に到達する世帯は190世帯ということで見込んでございます。

また、5割、2割の軽減判定所得の見直しの影響を受ける世帯数につきましては、平成29年度当初賦課時点の世帯状況で試算をいたしますと92世帯に影響があるものと考えてございます。

内訳といたしましては、新たに2割軽減の対象となりますのが62世帯、また2割軽減から5割軽減の対象となります世帯が30世帯というふうに推計してございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 1点伺います。

先ほど、他の議員の質疑で、課税限度額引き上げについては760万円ぐらい影響額があるということで、それで、所得割の引き下げについては影響額がよくわからないという御答弁だったと思いますが、もともとの制度設計では、この課税限度額の引き上げと所得割の0.05引き下げで相殺されるという理解をしていたんですが、そういう理解でいいのかどうか確認したいと思います。

○保険年金課長（越中 洋君） 今回、課税限度額が引き上げられたことに伴いまして、所得割額、こちらのほうの引き下げができるということでございますので、全体の調定額につきましては影響がないというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 日本共産党を代表しまして、第38号議案、専決処分について、賛成の立場で討論をいたします。

東大和市では、国保の都道府県化に伴い国保税を6年連続で値上げをするということが計画され、平成30年度は平均6.25%値上げが強行されました。

昨年9月6日には、厚労省が市町村に対して法定外繰り入れの維持も含めた検討をする激変緩和を求めているにもかかわらず、毎年1億円ずつ法定外繰り入れを削減する道をしゃにむに進めている東大和市の姿勢は突出したものではないかと思われま。

日本共産党市議団は、今でも高過ぎて払い切れない国保税のさらなる値上げは、市民の医療を受ける権利を壊すものとして、これに反対をいたしました。

本議案については、1つ目に、低所得者軽減措置の軽減判定所得の変更によって、不十分ながらも当初案より改善がされるものであり、賛成をするものです。法定軽減の一層の制度の拡大を国、都に求めていただくよう要望いたします。

2つ目に、料率の引き下げの財源を限度額の引き上げによって賄い相殺するということであります。初年度の国保税値上げの総額を動かさないという前提での制度改正であり、低所得層の負担軽減となるもので、この前提のもとではやむを得ないものと考えます。

しかし、40代、4人家族でいえば、所得752万円からの方々が一層の負担増となるもので、決して富裕層に対する増税ではなく、中間層の暮らしを直撃するものであり、本来であれば容認できないものであることもこの際付言しておきたいというふうに思います。

改めて、国と東京都、東大和市が適正な負担をし、国保制度の矛盾を加入者に押しつけるべきではないということをお願いして、討論といたします。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第38号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 第39号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第8 第39号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第39号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年度税制改正に伴い地方税法等の改正が行われたことから、その影響を受ける市税条例の規定のうち、平成30年3月31日に専決処分させていただきました以外の部分につきまして改正を行うもの

であります。

それでは、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

今回は、改正事項が多岐にわたるため、お手元に配付させていただきました第39号議案資料に基づきまして御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお開きください。

主な改正内容は3点ございます。

まず1点目は、個人住民税における基礎控除等の見直しであります。

地方税法の改正に伴い、平成33年度から前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者につきましては、基礎控除の適用の対象外になるとともに、調整控除につきましても適用しないこととなりますことから、所要の改正を行うものであります。

2点目は、生産性革命の実現に向けた固定資産の特例措置の導入であります。

地方税法の改正により、生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、生産性向上特別措置法の規定により市町村が作成した導入促進基本計画に基づき行われました中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置が創設されました。

このことに伴い、地域の中小企業の設備投資を支援するため、地方税法に規定する特例措置対象の固定資産について、固定資産税の軽減すべく、その課税標準となるべき価格に乘じる市の条例で定める割合をゼロとして定めるものであります。

3点目は、市たばこ税の税率引き上げ等であります。

まず、税率の引き上げであります。

地方税法の改正に伴い、一般品につきましては、平成30年10月1日から3段階で引き上げを行うものであります。また、旧3級品につきましては、平成31年4月1日に予定されている税率の引き上げを平成31年10月1日に延期し、その後は一般品と同様に引き上げを行うものであります。

議案資料の2ページをごらんください。

次に、加熱式たばこの紙巻たばこの本数へ換算方式の規定であります。

加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算方式につきましては、現行では重量のみによる換算方式であります。地方税法の改正に伴い、重量及び価格による換算方式へ変更するものであります。

なお、この方式は平成30年10月1日から実施し、5年間かけて段階的に移行するものであります。

それでは、各条文の改正内容につきまして御説明申し上げます。

本改正条例は、第1条から第5条までにつきましては東大和市税条例を改正し、第6条につきましては、平成27年度に公布済みの東大和市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

まず、第1条による改正であります。

第10条の改正は、職権による換価の猶予の手續等について規定を整備するものであります。

第20条の改正は、人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととするため、必要な規定を整備するものであります。

第21条の改正は、障害者等に対する非課税措置の所得要件及び均等割非課税限度額の引き上げを行うため、必要な規定を整備するものであります。

第31条の2の改正は、主な改正内容で申し上げますとおり、個人市民税の基礎控除額に所得要件の規定を

設けるものであります。

第31条の6の改正につきましても、主な改正内容で申し上げましたとおり、個人市民税の調整控除額に所得要件の規定を設けるものであります。

第33条の2の改正は、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しのため、必要な規定を整備するものであります。

第43条の改正は、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の規定を設けるものであります。

第45条の改正は、市民税の減免について規定を整備するものであります。

第58条の改正は、固定資産税の減免について規定を整備するものであります。

第78条は、製造たばこの区分についての規定を設けるものであります。

第78条の2は、前条の新設に伴う条の繰り下げであります。

第79条の2は、特定の加熱式たばこの喫煙用具を製造たばことみなす場合の規定を設けるものであります。議案資料の3ページをお開きください。

第80条の改正は、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、重量及び価格を紙巻たばこに換算する方式とする規定を設けるものであります。

なお、主な改正内容で申し上げましたとおり、この方式へは平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するものであります。

第1条による改正は、5段階のうち1段階目であります。

第81条の改正は、たばこ税の税率を引き上げるものであります。

なお、本条につきましても、主な改正内容で申し上げましたとおり、平成30年10月1日から3段階で税率を引き上げるものであります。

第1条による改正は、3段階のうち1段階目であります。

第82条の改正は、第78条の繰り下げに伴う条ずれを整理するものであります。

第84条の改正は、第80条において定義規定を置いたことに伴い規定を整備するものであります。

付則第5条の改正は、所得割非課税限度額の引き上げを行うため、必要な規定を整備するものであります。

付則第10条の2の改正は、主な改正内容で申し上げましたとおり、生産性革命の実現に向けた固定資産の特例措置の新設等のため必要な規定を整備するものであります。

付則第17条の2の改正は、租税特別措置法の改正に伴い引用条項を整理するものであります。

付則第18条の8の改正は、法附則第15条第18項の条例で定める割合について規定を整備するものであります。

付則第18条の12の改正は、都市計画税における個人番号及び法人番号の定義を明確にするため規定を整備するものであります。

付則第22条の8の改正は、都市再生特別措置法等の改正に伴い規定を整備するものであります。

次に、第2条による改正であります。

第80条の改正は、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、重量及び価格を紙巻たばこの換算する方式とするものであります。

この第2条による改正は、5段階のうち2段階目で、平成31年10月1日施行であります。

議案資料の4ページをお開きください。

付則第10条の2、付則第18条の10、付則第18条の11及び付則第22条の8の改正は、地方税法の改正に伴い引

用条項を整理するものであります。

次に、第3条による改正であります。

第80条の改正は、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法につきまして、重量及び価格を紙巻たばこに換算する方式とするものであります。

この第3条による改正は、5段階のうち3段階目で、平成32年10月1日施行であります。

第81条の改正は、たばこ税の税率を引き上げるものであります。

この第3条による改正は、3段階のうち2段階目で、平成32年10月1日施行であります。

次に、第4条による改正であります。

第80条の改正は、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、重量及び価格を紙巻たばこに換算する方式とするものであります。

この第4条による改正は、5段階のうち4段階目で、平成33年10月1日施行であります。

第81条の改正は、たばこ税の税率を引き上げるものであります。

この第4条による改正は、3段階のうち3段階目で、平成33年10月1日施行であります。

次に、第5条による改正であります。

第79条の2の改正は、第80条の改正に伴い規定を整備するものであります。

議案資料の5ページをお開きください。

第80条の改正は、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法につきまして、重量及び価格を紙巻たばこに換算する方式とするものであります。

この第5条による改正は、5段階のうち5段階目で、平成34年10月1日施行であります。

次に、第6条による改正であります。

この改正の対象は、平成27年条例第31号の東大和市税条例の一部を改正する条例であります。

この一部改正条例附則第6条において、旧3級品の紙巻たばこに係る経過措置として規定されております平成30年4月1日から平成31年3月31日までの税率を平成31年9月30日まで適用するため、必要な規定を整備するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1条は、施行期日の規定で、この条例の施行日を平成30年10月1日とするものであります。ただし、一部の改正規定につきましては公布の日、平成31年1月1日、平成31年4月1日、平成31年10月1日、平成32年4月1日、平成32年10月1日、平成33年1月1日、平成33年10月1日、平成34年10月1日、生産性向上特別措置法の施行の日又は都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日とするものであります。

附則第2条から附則第4条までは、それぞれ市民税及び固定資産税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の各税目の規定の適用区分を定めるものであります。

附則第5条は、平成30年10月1日施行の市たばこ税の税率引き上げに伴う市たばこ税の適用区分を定めるものであります。

附則第6条は、平成30年10月1日施行の市たばこ税の税率引き上げに伴う手持品課税に係る市たばこ税について定めるものであります。

附則第7条は、附則第6条の適用区分について定めるものであります。

附則第8条は、平成32年10月1日施行の市たばこ税の税率引き上げに伴う市たばこ税の適用区分を定めるも

のであります。

附則第9条は、平成32年10月1日施行の市たばこ税の税率引き上げに伴う手持品課税に係る市たばこ税について定めるものであります。

附則第10条は、平成33年10月1日施行の市たばこ税の税率引き上げに伴う市たばこ税の適用区分を定めるものであります。

附則第11条は、平成33年10月1日施行の市たばこ税の税率引き上げに伴う手持品課税に係る市たばこ税について定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 何点か伺います。

まず、合計所得2,500万円以上の方に基礎控除を適用しないということですが、影響を受ける人数と影響額を伺います。

それから、2つ目に、生産性革命の実現に向けた償却資産税の免除ということですが、現在も中小企業等経営強化法に基づいて5割軽減措置があると思います。市内中小企業数、それから償却資産税を課税されている中小企業の数、それから現在この軽減措置を受けている中小企業の数、また影響額について伺います。

3点目に、市たばこ税の税率引き上げについて影響額を伺います。

最後に、これは資料の3ページの附則第5条のところで、所得割の非課税限度額の引き上げということで御説明いただきましたが、この内容について伺います。

○課税課長（真野 淳君） 39号議案につきまして御質疑をいただきました。何点かございます。

まず初めに、個人住民税における基礎控除等の見直しによります影響についてでございます。

納税義務者数につきましては、これは平成29年度の課税の状況で申し上げますけれども、193人でございます。それから、影響額につきましては約400万円、これは増収という形になろうかと思ひます。

次に、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の導入についての影響ということでございまして、まず最初に、中小企業の数ということでですので、現在これ、平成29年の行政報告書に載っている数字で申し上げますと、中小企業の数が1,799でございます。

それと、中小企業として固定資産税、償却資産を課税されている数ということでございますが、そちらはちょっと把握できておりませんが、大企業を含めました納税義務者数につきましては、同じく平成29年度の状況で申し上げますと513件でございます。

それから、従前の特例措置、こちらは固定資産税を2分の1に軽減するものでございますけれども、こちらの実績としまして、対象納税義務者が3件ございます。内訳としては、製造業が2件、それから飲食サービス業が1件となっております。軽減額につきましては、その3件合計で68万1,000円でございます。

それから、最後でございますか、市たばこ税の引き上げによります影響ということで、ごめんなさい、その前に、先ほどの新制度の影響を受ける納税義務者数と税額につきましては、これは新たに取得した償却資産が対象となりますので、現在のところ把握できておりません。

最後に、たばこ税の関係です。

こちらも現在のところ、影響額ですけれども、こちら、紙巻たばこ加熱式たばこの市場での普及割合とか、あと今後の喫煙率の状況等が不透明でありますことから、現時点で算出することが困難となっております。

最後の質問については、ちょっと申しわけございません、資料がございません。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔2 番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 第39号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例について、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

本条例の主な内容は、第一に、合計所得2,500万円以上の市民193人について基礎控除を適用しないことで約400万円の増税となるものです。高額所得者に能力の範囲内での負担を求めるものと評価します。また、非課税限度額の引き上げについても評価をします。

第二に、たばこ税の引き上げですが、健康被害の実態等に鑑み、妥当なものと考えます。

第三に、生産性革命の実現に向けた償却資産税の免除措置についてです。

今回の措置の前身である半額免除措置が適用されている市内中小企業数はわずか3社、0.2%弱にすぎないことが明らかとなりました。

国の中小企業対策費は、1967年に一般歳出費でピークの0.88%を記録して以来減少傾向にあり、2018年度は0.30%の1,771億円と6年連続で史上最低を更新しました。

いわゆる生産性革命とは、中小企業対策費の総額を削減しながら、一握りの中小企業への支援に特化し、総体として中小企業切り捨てを進めるものです。償却資産税の免除措置そのものを否定するものではありませんが、日本経済の根幹を支える中小企業の役割にふさわしく、当面对策費を1兆円程度に引き上げ、一握りではなく、総体としての中小企業対策を抜本的に強めるべきです。

以上、討論とします。

〔2 番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第39号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第9 第40号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第9 第40号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第40号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、これに適合するように一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第3条第3項の改正は、地域密着型サービス事業者が看護小規模多機能型居宅介護の指定を受ける場合の要件について、法人以外に病床付きの診療所を開設している者を追加するものであります。

第5条の改正は、訪問介護員等のうち、政令で定める者の要件を介護職員初任者研修課程を修了した者に限るとする限定条件を追加するものであります。これは、訪問介護を行う者の研修課程が複数となったことから、介護職員初任者研修課程のみに限定したものであります。

第16条は、第3条の改正に伴う所要の文言整理であります。

第46条の改正は、第5条と同様に訪問介護員等のうち政令で定める者の要件に限定条件を追加するものであります。

第61条の改正は、文言整理を行うものであります。

最後に、附則であります。

本条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（東口正美君） 伺います。

この病床数を有する診療所が地域密着型サービスに事業参入できるということで、本市が、この条例ができることによってそのようなサービス事業者がある——できるようになるのか、また新規で参入するような見込み等はあるのか伺わせていただければと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 今回の条例改正で看護小規模多機能居宅介護の指定要件につきまして、これまで法人であったものが一定の要件の個人を認めるようになったということでございます。これにつきましては、在宅による医療と介護の両方のサービスを受けて在宅生活を継続できるようにするための改正というふうに理

解しております。

東大和市の実情でございますが、今回、省令改正が行われましたので、それにあわせて条例改正を御提案いたしました。現在のところ、この要件に該当する個人の方、病床を有する診療所を開設している個人の方というのはいません。

それから、今後の見込みでございますが、これはここで基準改正がされましたので、我々としては、新しい方が新規参入される場合には、当然この基準に適合している場合には認めるということになります。見込みというものはちょっと現段階では持っていないということでございます。

以上であります。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第40号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第10 第41号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第10 第41号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第41号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部

が改正されたことに伴い、これに適合するように一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

いずれも、第11条第2項で定めております放課後児童支援員の資格要件についての改正であります。

第4号の改正は、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者とするものであります。

第5号の改正は、学校教育法の規定による大学において、一定の学科又は課程を修めて卒業した者に、当該学科又は課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含めるものであります。

第10号の改正は、放課後児童健全育成事業の実務経験が5年以上あり、かつ市長が適当と認めた者を追加するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、本条例の施行日を公布の日とするものであります。ただし、第11条第2項第5号の改正につきましては、平成31年4月1日から施行するものであります。

附則第2項は、改正後の第11条第2項第4号及び第10号の規定は、平成30年4月1日から適用とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（上林真佐恵君） 1点伺います。

今回改正案となっているこの11条2項第4号について、現在の条例では、学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者というふうになっているかと思うんですが、今回、免許状を有する者ということで、今でもこの教諭の資格を有する方というのは当然免許状は持っているというふうには思うんですけども、今回の改正案では具体的にその運用がどのように変わるのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○青少年課長（新海隆弘君） 今回の改正に伴い、これまで教職員として一定の資格を有する方を対象にするという解釈に変更はございませんが、教職員免許法第4条に規定する免許状を有する者と改正することで、特別免許状や臨時免許状などを有する方なども含まれるということを明確にしたものでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 今回のことで、指導員の要件の拡大だというふうに理解しますが、指導員の方の今後の研修ですとか情報の共有など、指導員の方々の質といいますか、そういったことについてどのようにお考えなのかお伺いします。

○青少年課長（新海隆弘君） 現在平成32年4月1日までに東京都放課後児童支援員認定資格研修を職員に順次受講していただいているところでございます。

今回、資格要件、拡大した後の職員の方につきましても、順次認定資格研修を受けていただく予定でございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 済みません、先ほどの質問の中で、免許状を有する方ということなんですけど、中に

は免許だけを持っているけど実際に教師になられていないとかという方もいらっしゃると思うんですが、そういう方についてはどのようにするのか教えていただければと思います。

○青少年課長（新海隆弘君） 現時点で教職についていない方であっても、教員免許をお持ちであれば資格要件に該当するものでございます。

以上です。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔3 番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、上林真佐恵です。日本共産党東大和市議団を代表して、第41号議案東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

本改正案は、放課後児童支援員、いわゆる学童保育所の指導員の資格要件を緩和するものですが、学童保育は、子供たちによりよい放課後の生活の場を保障するものであり、学童指導員は専門的な知識や経験が必要とされる専門職です。その学童指導員の資格要件を緩和することは、子供たちの健全な発達を保障するという学童保育所の役割を後退させることにつながりかねません。また、資格要件の緩和が、今でも低い水準にある学童指導員の処遇のさらなる低下を招くことも懸念されます。

学童指導員の人員不足を解消するには、規制緩和ではなく、その専門性と責任に見合った処遇改善こそ必要です。

以上の理由から、本改正案には反対をし、討論といたします。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第41号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第11 第42号議案 東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第11 第42号議案 東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第42号議案 東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されたことにより、新しい信用保証制度の運用が開始され、経営者保証に関する取り扱いに変更が生じ、これまで融資のあっせんを受けようとする者が法人の場合には、代表者個人の連帯保証人が必ず必要でありましたが、それを「原則として」に要件を緩和するため、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第9条は、融資のあっせんを受けようとする者の保証及び保証人の規定であります。

第9条（見出しを含む。）中「及び保証人」を削り、同条に後段として、原則として当該法人の代表者個人である連帯保証人の保証を必要とする旨を加えるものであります。

第9条第2号は、法人の場合の代表者個人の連帯保証人について定める規定で、後段を加えたことで削り、第3号を第2号とするものであります。

最後に附則であります。本条例の施行日を公布の日と定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第42号議案 東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第12 第43号議案 東大和市都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第12 第43号議案 東大和市都市公園条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第43号議案 東大和市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、これに適合するように本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

具体的には、これまで、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計につきましては、都市公園法施行令第8条第1項におきまして、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならない旨定められておりましたが、同施行令が一部改正され、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない旨、改正されたことによるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条の7第2項の改正は、新たに第1条の8を加えることに伴う文言整理であります。

第1条の8は、都市公園法施行令第8条第1項に規定する都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を定めるもので、当市の都市公園における良好な環境を維持するため、国基準を参酌いたしまして100分の50とするものであります。

最後に、附則であります。

本条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第43号議案 東大和市都市公園条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第13 第45号議案 市道路線の認定について

日程第14 第46号議案 市道路線の一部廃止について

日程第15 第47号議案 市道路線の認定について

○議長（押本 修君） 日程第13 第45号議案 市道路線の認定について、日程第14 第46号議案 市道路線の一部廃止について、日程第15 第47号議案 市道路線の認定について、以上3議案を一括議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま一括議題となりました第45号議案 市道路線の認定について、第46号議案 市道路線の一部廃止について及び第47号議案 市道路線の認定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項、また市道路線の一部廃止につきましては同法第10条第1項の規定に基づくものであります。

この3議案は、都市計画道路3・5・20号線の第3工区工事の実施に伴い、新たに道路築造する部分を既に供用開始している路線とあわせて幹線道路に位置づけるため、路線の認定を行うとともに、重複する既存路線の一部を廃止し、廃止いたしました路線の一部を新たな路線として認定するものであります。

なお、都市計画道路の路線認定につきましては、これまでは道路築造後に行っておりましたが、国土交通省の指導により、平成30年度から国庫補助金を活用する街路事業につきましては、補助金の交付申請時までに路線の認定及び道路の区域決定を行うこととされました。このため、道路築造前ではありますが、路線を認定するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、第45号議案 市道路線の認定についてであります。

認定する路線は、市道第14号線で、起点は芋窪5丁目1238番17先、終点は芋窪3丁目1568番17先で、幅員は16.00メートルから23.57メートル、延長は241.92メートルであります。

続きまして、第46号議案 市道路線の一部廃止についてであります。

一部廃止する路線は市道第547号線で、起点の変更はありませんが、終点を芋窪5丁目1231番1先へ変更するものであります。幅員の変更はなく、延長は1,086.19メートルから660.88メートルになるものであります。

最後に、第47号議案 市道路線の認定についてであります。

認定する路線は、市道第1648号線で、起点は芋窪3丁目1568番25先、終点は芋窪6丁目1315番先で、幅員は4.55メートル、延長は211.80メートルであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上3議案は、会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第16 第48号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について

○議長（押本 修君） 日程第16 第48号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第48号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東大和市民会館につきましては、地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度を平成21年4月から導入し、指定管理者による施設の管理運営を行ってまいりました。

東大和市民会館の現在の指定管理者の指定の期間が平成31年3月31日までとなっていることから、改めて東大和市民会館条例第16条の規定に基づきまして、当該施設の管理運営を行う指定管理者を公募し、選定を行いました。

次に申し上げます団体を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項及び東大和市民会館条例第16条第4項の規定に基づきまして御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

1の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称であります、東大和市民会館であります。

2の指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者であります、株式会社コンベンションリンクージ、東京都千代田区三番町2番地、代表取締役、平位博昭であります。

3の指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

なお、選定に当たりましては、東大和市指定管理者選定委員会により、応募団体2団体に対し第一次審査を行い2団体を選定し、さらに第二次審査を実施して指定管理者候補者を選定したものであります。

また、議案資料といたしまして、東大和市民会館（愛称「ハミングホール」）の指定管理業務に関する基本協定書（原案）、基本事業計画書、収支予算書を御配付させていただきました。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第17 第49号議案 都市計画道路3・5・20号線道路築造工事請負契約について

○議長（押本 修君） 日程第17 第49号議案 都市計画道路3・5・20号線道路築造工事請負契約について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第49号議案 都市計画道路3・5・20号線道路築造工事請負契約につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件につきましては、本年5月23日に条件付き一般競争入札を実施いたしましたところ、落札業者が決定いたしましたので、東大和市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付させていただきました第49号議案資料もあわせて御参照いただきたいと思います。

初めに、件名は、都市計画道路3・5・20号線道路築造工事請負契約についてであります。

1の契約の目的は、都市計画道路3・5・20号線道路築造工事であります。

2の契約の方法は、条件付き一般競争入札であります。4月9日に公告をいたしまして、入札に参加した業者は10者でありましたが、うち2者が辞退しております。

3の契約の金額は、1億5,606万円であります。

なお、契約の金額の中には、消費税及び地方消費税相当分1,156万円が含まれております。

4の契約の相手方は、所在地、東京都立川市錦町2丁目8番18号、名称、中村建設株式会社、代表者、代表取締役、中村陽子であります。

工期は、議決日の翌日から平成31年3月15日までであります。

なお、落札業者とは、平成30年5月24日付で仮契約を締結しております。

次に、工事の概要につきまして申し上げます。

資料の2ページ、工事概要調書をごらんいただきたいと思います。

本工事は、都市計画道路3・5・20号線の道路築造工事を行うものであります。

工事場所は、東大和市芋窪3丁目1568番地の4先から、芋窪5丁目1238番地の17先間で、工事延長は268メートル、道路幅員は16.0メートルで、車道幅員9.0メートル、歩道は両側設置で各幅員が3.5メートルの新設道路であり、都市計画道路3・3・30号立川東大和線に接続するものであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第49号議案 都市計画道路3・5・20号線道路築造工事請負契約について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 第44号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第1号）

○議長（押本 修君） 日程第18 第44号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第44号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成30年度の予算執行が始まって間もない時期ではありますが、国の交付金を活用して実施します地方創生活気ある商店街づくり事業費や、自治総合センターコミュニティ助成金を活用しました自治会用備品及び防災資器材の購入費、また北多摩西部消防署の建て替えに係る仮庁舎建設用地借上料の計上など、歳入歳出予算の

補正が必要となりますことから御提案申し上げるものでございます。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,772万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304億1,772万4,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第13款の国庫支出金は444万4,000円の増額で、地方創生推進交付金の計上等であります。

第14款の都支出金は460万円の増額で、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金の計上等であります。

第17款の繰入金は1,468万円の増額で、財政調整基金取り崩しの増額であります。

第19款の諸収入は400万円の増額で、自治総合センターコミュニティ助成金の計上等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は252万5,000円の増額で、市民協働事業費等の増額であります。

第3款の民生費は685万4,000円の増額で、狭山保育園運営費等の増額であります。

第7款の商工費は506万円の増額で、地方創生活気ある商店街づくり事業費の計上等であります。

第9款の消防費は884万1,000円の増額で、消防事務委託費等の増額であります。

第10款の教育費は444万4,000円の増額で、学校行事・部活動等運営支援事業費等の増額であります。

次に、4ページの第2表債務負担行為補正であります。

1の追加であります。追加する事項は、包括施設管理業務委託で、期間を平成30年度から平成35年度までとし、限度額は13億2,053万2,000円であります。

市では、公共施設等総合管理計画を策定し、今後の取り組みといたしまして、公共施設等の老朽化対策、維持更新に係る財政負担の平準化、公共施設等の最適化等を図っていく考えであります。これらの課題に対応するための一つの方法といたしまして、公民連携手法を活用とするものであります。

包括施設管理業務委託につきましては、施設や設備の維持管理業務に係る契約を一本化し、専門的な知見を有する事業者に包括的に委託するとともに、施設を定期的に巡回点検することにより修繕箇所等の早期発見・早期対応や施設の老朽化状況の評価などを行うことができるものであります。

このことによりまして、維持管理業務の水準の向上、契約事務等に係る業務の軽減などに加え、専門的な視点による施設の予防保全や施設の修繕計画の作成などの将来的な公共施設のマネジメントにつきましても可能になるものと考えております。

平成31年4月からの委託業務の履行に向けまして、ここで債務負担行為として設定するものであります。

以上であります。事項別明細書等につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長(田代雄己君) これより、事項別明細書等の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金は、444万4,000円の増額であります。

2目民生費国庫補助金、3節生活保護費補助金は194万4,000円の増額であります。生活保護システム等の修正経費に係る生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の増額であります。

15目1節地方創生推進交付金は250万円の計上ですが、地方創生活気ある商店街づくり事業に係る国の交付金であります。

9ページをお開きください。

14款都支出金は460万円の増額であります。

2項都補助金、8目教育費都補助金、1節教育総務費補助金は50万円の増額であります。第五小学校が東京都の指定校になったことに伴います学力格差解消推進校事業補助金の増額であります。

3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は410万円の増額であります。オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金は340万円の計上ですが、小中学校全15校で実施します事業に係る東京都の委託金であります。道徳教育推進拠点校事業委託金は20万円の計上ですが、第三中学校が道徳教育推進拠点校として東京都の指定を受けたことによる東京都の委託金であります。プログラミング教育推進校事業委託金は50万円の計上ですが、第二小学校がプログラミング教育推進校として東京都の指定を受けたことによる東京都の委託金であります。

11ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は1,468万円の増額であります。補正予算(第1号)の財源調整として、財政調整基金取り崩しを増額するものであります。

13ページをお開きください。

19款諸収入、5項1目1節雑入は400万円の増額であります。防災安全課の自治総合センターコミュニティ助成金は160万円の計上ですが、自主防災組織で使います防災資器材の購入に係る助成金であります。地域振興課の自治総合センターコミュニティ助成金は240万円の計上ですが、自治会のコミュニティ活動で使います備品の購入に係る助成金であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は2,772万4,000円の増額で、補正後の予算額は304億1,772万4,000円となるものであります。

15ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費は252万5,000円の増額であります。

7目企画費、3のまち・ひと・しごと創生事業費は3万5,000円の増額であります。職員の情報発信力に係る研修会の講師謝礼の計上であります。

12目地域振興費、1の市民協働事業費は249万円の増額であります。自治会用備品購入費の計上等であり

ます。

17ページをお開きください。

3款民生費は685万4,000円の増額であります。

2項児童福祉費は393万8,000円の増額であります。

3目市立保育園費、2の狭山保育園運営費は366万1,000円の増額であります。医療的ケアが必要な児童の保育に従事します嘱託・看護師の報酬や給食室配膳台車購入費の計上等であります。

5目母子福祉費、1のひとり親家庭・女性相談事業費は27万7,000円の増額であります。制度改正に対応するための福祉資金・相談システム修正委託料の計上等であります。

3項生活保護費は291万6,000円の増額であります。

1目生活保護総務費、2の生活保護事務費は194万4,000円の増額であります。制度改正に対応するための生活保護システム修正委託料の増額であります。

2目扶助費、3の中国残留邦人等生活支援金給付事業費は97万2,000円の増額であります。制度改正に対応するための中国残留邦人支援システム修正委託料の計上等であります。

19ページをお開きください。

7款1項商工費、2目商工振興費は506万円の増額であります。

4の地方創生活気ある商店街づくり事業費は、地方創生推進交付金を活用して実施します新規の事業で、ワークショップの開催や市場調査の実施、商店街における出店創業等の支援などに必要な経費を計上するものであります。

21ページをお開きください。

9款1項消防費は884万1,000円の増額であります。

1目常備消防費、1の消防事務委託費は720万円の増額であります。北多摩西部消防署の仮庁舎建設用地借上料の計上等であります。

4目災害対策費、1の災害対策事業費は164万1,000円の増額であります。自主防災組織で使用します防災資器材購入費の計上等であります。

23ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費は444万4,000円の増額であります。

1の就学相談事業費は10万3,000円の増額であります。就学前児童の発達状況の検査に必要な備品購入費の計上等であります。

11の教育指導管理事務費は20万円の増額であります。第三中学校が道徳教育推進拠点校として東京都の指定を受け、その事業に係る講師謝礼の計上等であります。

14の学校行事・部活動等運営支援事業費は340万円の増額であります。小中学校全15校で実施しますオリンピック・パラリンピック教育推進事業に係る補助金の計上等であります。

15の国際理解教育推進事業費は25万9,000円の減額であります。契約内容の変更に伴いまして、小中学校英語指導助手の派遣手数料を計上し、小中学校英語指導委託料を減額するものであります。

17の情報教育推進事業費は50万円の増額であります。第二小学校がプログラミング教育推進校として東京都の指定を受け、その事業に係る補助金の計上等であります。

18の学力・授業力向上推進事業費は50万円の増額であります。第五小学校が学力格差解消推進校として東

京都の指定を受け、その事業に係る支援員の謝礼の計上等であります。

25ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は2,772万4,000円の増額で、補正後の予算額は304億1,772万4,000円となるものであります。

28ページをお開きください。

補正予算による債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての当該年度以降の支出予定額等に関する調書につきまして御説明申し上げます。

包括施設管理業務委託についてであります。期間としましては平成30年度から平成35年度まで、限度額としましては13億2,053万2,000円となっておりますが、委託業務の履行期間としましては平成31年度から平成35年度までの5年間で、予算の支出予定も5年間となるものであります。

平成30年度につきましては、委託業務の限度額を予算において明確にし、事業者の公募とその後の準備手続を行うためのものであります。

包括施設管理業務の対象施設につきましては、最大で48施設、対象業務につきましては、施設、設備の保守点検の委託業務数としまして最大で294業務を考えておりますが、事業者の提案や協議を経て具体的な対象施設等を決定することを考えております。

金額としましては、1年度当たり約2億6,400万円となりますが、この金額の中には、現行行っております施設や設備の保守点検等の委託料の合計額相当分としまして、1年度当たり約2億3,400万円を含んでいるものであります。

今回の包括施設管理業務委託に伴い発生します経費としましては、1年度当たり約3,000万円となるものであります。この経費によりまして、施設や設備の保守点検等に関する業務の一元管理、対象施設への定期巡回点検、施設の老朽化状況の評価や修繕等の優先度の判断、施設修繕計画の策定などが行われるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（佐竹康彦君） 何点か確認をさせていただきます。

予算書20ページの地方創生活気ある商店街づくり事業の中で、ワークショップ開催委託料、市場調査委託料、また商店街出店創業等支援、さまざまな事業を行われるんですけども、それぞれの具体的な内容を教えてくださいませんか。また、この対象となる商店街はどこか特定されているのかどうか等お聞かせいただければと思います。

続きまして、予算書24ページの教育費の分野でございますけれども、それぞれ道徳教育推進拠点校事業、またプログラミング教育推進校事業、そして学力格差解消推進校事業、それぞれのこの事業の具体的な内容を詳しく教えていただければと思います。

以上2点、よろしくお願ひいたします。

○産業振興課長（小川 泉君） 補正予算書20ページの地方創生活気ある商店街づくり事業費、こちらの取り組む具体的な事業の内容についてでございます。

まず最初に全体像でございますが、この事業につきましては3カ年をかけまして商店街の空き店舗に創業者を送り込み、市内商店とその周辺地域の活性化を図る段階的な事業の実施を想定してございます。

今回、この3年間の事業の1年目に当たります事業実施に係る予算として計上させていただいたものでございまして、内容といたしましては、商売に特化した創業希望者を支援するとともに、市内の既存事業者の経営改善に向けた支援を行うことで市内全体の活性化を図ろうという複合的な事業でございます。

具体的な内容についてでございますが、まずワークショップの開催委託事業でございます。こちらにつきましては、これからの商店街のあり方、こういったものを地域の市民、行政、商工会等、それぞれの立場からみんなでもう一回見つめ直そうといったことに取り組み、市内の商店の強みや地域の特性、こういったものを把握しながら課題や問題点を洗い出そうということに取り組むものでございます。

また、この中で、先ほど御質疑をいただきました対象地域、対象商店街、こちらこのワークショップの中でどういった地域に絞り込むのがいいのかということで、ワークショップ全体の中で協議しながら決めていきたいというふうに考えているところでございます。

このワークショップにおきましては、そういった地域の声を反映させながら、取り組みを生かしながら地域全体の活性化を図っていこうといったことに取り組むものでございます。

次に、市場調査の委託料でございます。

こちらにつきましては、商店街のモデル地域と指定いたします部分の活性化を検討していく材料とするため、エリア内の調査、これはエリア内の強みですとか弱み、また商圈や人の動向、こういったものを洗い出そうといった内容のものでございます。

内容としましては、細かくは、販路調査、また動向調査、それから消費者調査、それから価格調査、こういった数値的にはかれる一般的な調査、これに対しまして、もう一つはまちの調査としまして、商店街の特徴ですとか地域の強み、弱み、またまちの特性を調査するといったところで、内容としては大きく2つの内容を調査しようと思っております。また、まち歩きの方や、商店、消費者等への聞き込みを行いながらリアルな情報をリサーチしようといったことに取り組むものでございます。

次に、商店街出店創業支援委託事業でございます。

こちらにつきましては、従前まで行っておりました創業塾というのは、特定創業支援事業としてあらゆる業種に対応できるような一般的な創業に向けてのカリキュラム、これを実施してまいりました。今回は、この創業塾の中では魅力ある商店を築き上げようといったことで、単に経営や財務、創業に向けた必要な項目だけではなくて、商品の開発の考え方であるとか、魅力ある商店づくりに必要な項目を盛り込もうという特別な創業塾を行う予定でございます。

最後に、事業改善等支援委託事業でございます。

こちらは、個店の稼ぐ力をどう引き出したらいいかといったことを支援する事業でございます。市内のモデル地域として指定した商店街、こちらを中心に、市内全域の既存の商店、事業者、こちらの課題を明確化し、その課題を改善することを目的に経営改善セミナー、こういったものを実施しようということでございます。

実施内容としましては、事業の見直しセミナーとしまして4日間を1回として開催します。また、窓口及び訪問支援としまして月2回程度を5カ月間継続していこうかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） それでは、補正予算書24ページ、各種推進校について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、教育指導管理事務費について、道徳教育推進拠点校の内容についてです。

こちらにつきましては、道徳が学習指導要領で新たに教科になりました。それが本年度から小学校、来年度から中学校が本格実施という形になりまして、それに向けて先行的に内容を研究をし、普及啓発をするといった推進モデル事業というふうにお考えいただきたいというふうに思っております。

具体的には、第三中学校において研究講師等を招きながら、道徳について教科化に向けて具体的な内容を校内で研究を進めるとともに、研究授業も含めながらそれを市内全域に発信をし、広めていくといった内容になっております。

続きまして、情報教育推進事業費のプログラミング教育推進校についてでございます。

こちら新しい学習指導要領において、新たに小学校にプログラミング教育が導入をされることになってございます。本格実施は平成32年度からということになりますが、本年度、来年度とかけて2年間、この移行措置期間において、新たに導入をされるプログラミング教育の開発事業を行う指定校でございます。

内容といたしましては、なかなかまだ先行事例が少ないところでございますので、先行しているところの事業、研究授業等を参考にしつつ、企業にも連携をし、入っていただくことでプログラミング教育のあり方をまず理解するところから、そして具体的な授業のつくり方、授業のより効果的な方法について学び、2年間をかけて市内小学校全校に普及啓発を図るといった内容で進めているところでございます。

続きまして、18番、学力・授業力向上推進事業費の学力格差解消推進指定校についてです。

昨年度、第三中学校でこの学力格差推進指定校を受けておりましたけれども、本年度、新たに第五小学校が追加になり、補正の予算を組むものでございます。学力格差解消推進校につきましては、平成29年度の要保護・準要保護認定者数が学校の20%を超える学校、さらには全国学力・学習状況調査において国語、算数が全国平均よりも5ポイント低い学校に指定を受けるといった学校になってございます。

学校には1名の加配教員がつきます。この加配教員を中心に、学力の、特に低いお子さんというんでしょうか、習熟の十分でないお子さんなどを取り上げて補習を行ったり、また家庭への普及啓発を図り、あるいは授業の中にティームティーチングで入ったりしながら学力の底上げを図っていくといった内容として取り組んでいるものでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） 1点伺います。

包括施設管理業務委託事業について少し聞かせていただきたいと思えます。

今回、公民連携でこの施設の老朽化の維持更新対策をするということでもございましたけれども、この事業を今回公民連携でやることは、公だけでやること以上のメリットをどのように考えて取り組もうとされているのか、公民連携することで今回年間3,000万近くプラスの経費がかかるわけですが、その辺も含めて教えていただければと思います。

もう一つは、このような施設管理の公民連携事業を行っている他市の状況がわかれば教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） それでは、補正予算書28ページにございます包括施設管理業務委託につきましての御質疑として、まず1つ目、公民連携によりますメリットでございますが、今回、包括施設管理業務委託といたしまして、その効果を私どもでは幾つか見込んでおります。

一つは、故障やふぐあい等を未然に防止あるいは軽微な段階で発見できることや、施設、設備の修繕、更新等につきまして優先度を判断することができるといった施設の状況等を確実に評価をし、それを入手をするということでもございます。またあわせて、複数の契約業務を一つにまとめるということから、今現在行っており

ます市役所庁内の委託契約等に係る事務につきましての軽減等が図られることも効果として考えてございます。

まとめますと、この包括施設管理業務の狙いといたしましては、これまで実施してきております施設ごと、業務ごとに契約しておりました公共施設の建物、設備に係る保守点検等の委託業務を包括して管理ができる事業者と契約をすることによりまして、公共施設等に係ります利用に際し、市民の安全や安心を確保してまいりたいと考えております。

続きまして、この包括施設管理業務の導入状況でございますが、まだ全国的には多くの数が導入されているという事例ではございません。例えば千葉県内におけます自治体といたしまして、我孫子市、流山市、佐倉市の3市が導入し、また東京都内に限りますと、お隣の東村山市におきまして平成30年4月1日、ことし4月から導入をされております。また、ことし4月から導入された事例といたしましては兵庫県の明石市がございません。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 済みません、一つ伺ったことが、1年間3,000万円プラスになるという部分の、要は一本化するので削減されるんじゃないかなというふうに思う部分があるんですけども、その辺をもう一度お聞かせいただきたいのと、今後公民連携することによる公の役割ということがどうなっていくのかということと、この定期巡回し一定の判断をして優先順位をつけていくということと民間がやっていくのか、それともやはりそこは公がやった上で、それ以外のところを民間に包括的に見てもらうほうが、そういう公の人の中に判断がつく人材を確保していくということが大切なのではないかなというふうに思うんですけども、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 答弁が漏れておりまして、大変失礼いたしました。

まず先に1点目、管理のための費用として3,000万相当を見込んでおりますことにより履行される業務でございますが、詳細につきましては今後事業者との協議等で確定をさせてまいることとなりますが、今現在見込んでおりますのは、項目として大きく3つの類型に分けております。

1つ目が施設設備の維持管理に必要な保守点検等の管理業務、基礎業務と言われている部分の監理、この監理は監督、皿を使う監督の監理でございます。そちらにつきましては、現在職員が実施しております基礎業務と言われている従前の委託業務等に係る協力会社への調整や指示、支払い等の事務や履行後の確認が含まれておりますが、それに加えまして、履行に際し必要となる仕様内容の点検や適正化の精査を行うこと、それから報告書につきましては、その様式の統一などを考えることが含めております。

大きなタイプの2つ目でございますが、施設の維持管理の向上に資する業務といたしましては、対象施設につきましては、定期巡回点検を実施し、その際、小破修繕と言われておりますが、例えばねじ回りの緩みを直したり、あるいは水回りのパッキンの老朽ぐあいを確認し交換すること、あるいは屋上部分あるいは陸屋根部分の雨水等の排水溝等の確認をし、落ち葉などを撤去するような簡単な手当て等を含むものでございます。それに伴いまして報告書を提出したり、あるいは巡回点検状況から把握できたデータを管理をすること、そちらを見込んでおります。

最後に、3つ目の類型といたしましては、将来の建築系の公共施設のマネジメントに資する業務といたしましては、老朽化状況等のデータを確認した上で、中長期的には保全計画と言われているもののデータを整えること、また短期的には優先して取り組むべき修繕箇所等を提示をしていただき、短期修繕の計画を市のほうに提出をいただくことによって、市においては最優先に取り組むべき部分を確認していくということに活用して

まいりたいと考えております。

また、それに伴いまして基礎業務に得られたデータと巡回点検によって得られましたデータを総合的に活用し、今後施設の再配置、適正な配置を考えていく状態が求められますが、その検討に係る基本指標となる提供があることを期待しております。

最後に、この包括施設管理業務を導入することによりまして、公の役割あるいは民間事業者の役割でございますが、この役割につきましては、全庁的に施設を総合的に管理をする、今公共施設等総合管理計画というのは3名の職員で構成しておりますが、その実際の管理運営につきましては各施設所管課が実施をしていることを踏まえまして、管理運営を行っていく観点とはまた別に、公共施設等マネジメント課といたしましては、客観的に管理運営をマネジメントするという状態のノウハウを蓄積していきたいと考えております。

また、公と民、それぞれの相互の役割分担につきましては、機能が発揮できれば公民連携の有効な手段として確立することができると考えております。

最後に、事務の軽減、効率化という部分で申し上げておきたいのが、今現在契約等に係る潜在的なコストにつきましては、公共施設等マネジメント課の独自の算出によりますけれども、年間で約2.5人工分、金額といたしまして1,800万円相当の金額が潜在コストとして発生しております。また、大きな施設といたしましては、学校施設が小中学校15校ありますが、そちらの確認等に建築技術職の職員が年間で約1.5人工相当の労務が割かれていると聞いております。そちらの人件費相当が約年間で1,200万、合計で3,000万相当の潜在コストが発生しておりますことから、それをこの包括施設管理業務によりまして補っていただくこと、あるいは実施していくことによりまして、市の中の業務の整理ができていくことが一つの大きな効果として、今後将来に向けた活動が期待できると考えております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 21ページ、北多摩西部消防署の仮庁舎建設に関しての借上料に関して、ちょっとこれ自体で幾つか疑問はありますけど、とりあえず今この場ではこの算定根拠、これ桜が丘の国有地を借り上げるという形だと思うんですけども、具体的にどういう根拠の数字でこういう数字になったのかを教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 予算書21ページ、消防事務委託費の北多摩西部消防署仮庁舎建設用地管理委託に関する金額の根拠ということでよろしいでしょうか。

金額の根拠につきましては、国有地で今国のほうで貸し付けで定められている普通財産貸付事務処理要領というのがございまして、この中に普通財産貸付料算定基準というのがございます。こちらに基づいて算定をいたしました。具体的には、貸付料基礎額が相続税評価額に期待利回りを乗じて出すということで、今回私どものほうは7月1日から9カ月間単年度で借りますので、その今の相続税評価額がたしか1平方メートル当たり16万円で、これを借用面積2,000平米を乗じて、そこに期待利回りにつきましては不動産鑑定士のアドバイスをいただいて3%の利回りとして計算をして、これを12分の9カ月で割り戻した金額で計上したものでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 4ページの包括施設管理業務委託ですけれども、民間に業務委託するということですが、どのような民間事業者を想定されているのか一点。

それから、この施設管理業務にかかわる市の意思決定は、市が行うべき意思決定までここに奪われることに

ならないのかどうか。

それから、とりわけその意思決定にかかわって、市議会がきちんとそのたびにかかわれる状況になるのか、例えば補正予算などによってかかわれるのか。私は場合によっては市議会のチェックが損なわれる可能性があるのではないかと思いますけれども、その点について伺います。

それから、この予算が通過したとすると、その後どのようにこれ進めようとされているのか。この予算通過をもって、後の進め方は市にフリーハンドが与えられてどんどん進んでいくということになるのかどうか。

それから、最後に、この問題については、補正予算について、補正が生じた主な理由というふうに市から事前に受けた説明にも含まれていませんし、それから、施設管理にかかわるアクションプランさえまだ示されていないという状況のもとで、年間2億6,000万ですか、を超える施設管理業務委託をこの補正で、予算だけで計上してくるというやり方はきわめて乱暴だというふうに私は考えるわけですが、その点についての認識を伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 幾つか御質疑をいただきました。

まず1点目、包括施設管理業務委託の契約の相手方となる事業者でございますが、これまで国内で幾つかの包括施設管理業務委託の実施をしている自治体がございます。そこに契約をしている相手方として名前が挙がっておりますのが大手の多くの建物を管理をしております、建物を管理をするということを専門としている事業者でございます。そうした事業者がこの包括施設管理業務委託の契約の相手方となると見込んでおります。

次に、市としての意思決定でございますが、今回は、これから先のこの業務の実施に当たりました準備期間といたしまして、事業者を公募する段階を考えておりますが、そのための準備といたしまして、市がお支払いすべき限度額を設定するための方法といたしまして、包括施設管理業務委託の債務負担の設定につきまして、今回補正予算に計上させていただきました次第でございます。

今後この債務負担に基づきまして事業者を決定していくわけでございますが、その後、履行期間である各年度ごとに、各年度の委託料の支出につきましては各年度の予算の御審議をいただく過程において御提示をさせていただきます、その内容等につきまして御審議をなさっていただくことで、この市の決定行為、意思決定につきまして市議会の皆様からの御意見等をちょうだいしてまいりたいと考えております。

次が、今後包括施設管理等の事業者を選定するためのスケジュールでございますが、今予定いたしておりますスケジュールは大変粗々でございますが、この履行の時期は平成31年度、来年の4月1日からと想定しております。そのためには、30年度、今年度中に事業者の募集をいたしまして、選定と、あとは協議の時間を確保してまいります。そのためには、この第2回定例会以降、速やかな時期に事業者の公募のための募集要項等を公表いたしまして、その募集に際しましての質疑応答等の必要な事務、また選定等に係りまして提案書の受け付けや具体的な選定行為を秋口ぐらいを目途に実施をしたいと考えております。

また、選定が済んだ後は、大体5カ月ないし6カ月弱の期間をその選定が済んだ事業者と市との詳細の協議、あるいは各業務について協力をいただくこととなります民間事業者さんとの協議を行うための時間として、ある一定期間を見込んでおります。

平成30年度中のおおよそのスケジュールは以上でございます。

最後に、この補正によりまして債務負担を組ませていただいた事情でございますが、まずこの調査研究を進めてまいりましたのが昨年のちょうど5月ぐらいからでございます。5月以降、私も庁内で公共施設のマネジメントに係ります研修等で包括施設管理業務についての事例紹介があり、内部の意思決定等によってでき

ること、そしてその効果が導入している自治体において見込めたことから、庁内での導入に向けた研究を進める価値があるものとして逐次確認をとらせていただきながら、庁内での調査研究あるいは先行自治体の視察なども行いました。

それを踏まえまして、ことしの平成30年2月から3月にかけては、市場性につきまして確認をするために公募によりまず対話というものを行いました。サウンディングと言われている言葉で説明されるものですが、そのサウンディングにつきましても10を超える事業者さんによりまして、この当市の包括施設管理業務委託への参入意向を確認することができました。そして、その中でこの包括施設管理業務につきましては、老朽化が進行している建物を抱えた自治体として、まずすぐに速やかに取り組みができる業務であること、あるいはこの時期、他の自治体等も含め、検討等が進められている自治体が複数あることなどを紹介いただいたことを契機といたしまして、この業務を1年おくらすことのデメリットと申しますか、競争が激しくなることなどを踏まえまして、当市といたしましては平成31年度の導入を検討し、ここの補正予算での計上に至った次第でございます。

以上であります。

○1番（森田真一君） 御説明伺って、5市で事例、実績があるというお話なんです、逆に言うと全国で5市しか導入されていないと。まだ制度として本当にこなれているのかってところがお話伺う限りでは疑問に思うところなんですけれども、それにしても、この補正予算で、30年度まで入れたら6年間債務負担行為を設定するっていうのは、この6月議会でやるっていうことがいかなのかなというふうに今思うんです。

例えばの話ですけれども、今年度でこの包括施設管理業務の委託の研究の調査費をつけるとか、そういうようなことで、単年度で進むということであれば、それも有り得る話かなとも思うわけですけど、何でこの補正のところ、しかも、先ほども尾崎議員触れましたけれども、この補正の説明のところにも全く触れないで、これだけ6年間で13億円っていう巨額の債務負担行為を設定するのかというのが得心できないんですよ。

特に総務委員会なんかでも、ちょうど今所管事務調査がこの公共施設管理計画をやっているわけですけれども、その中でもこれの導入を考えているんだというようなお話、特段説明もない中で、ここで補正でぼんと13億円の債務負担行為の提案が出るというのは非常にびっくりさせられるんですが、この点ではどのように考えられているんでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） まず債務負担の設定でございます。年額約2億6,400万ほどの金額と相当いたしますけれども、このうち2億3,400万相当は、現在各施設や設備の委託料といたしまして、各年度の予算書の中に計上されております各委託料の積算した金額でございます。そちらの複数の契約行為につきまして一本化させることによりましての庁内の事務の軽減あるいは効率化を果たすことを考えておりますことから、この2億6,400万という金額は大変大きく見えてしまうところかと思うんですが、その実態のところは複数の契約の委託料の積算額が約2億3,400万ほどあるということをまず御了解いただければと存じます。

次に、上乘せをしておりますが、約3,000万相当というのがこの管理全体の統括をしていただくための経費でございます。事務の労務の軽減を果たすために、潜在的なコストとして約3,000万円ほどが庁内で積算できたことはさきの答弁で申し上げたところでございますが、この3,000万の経費に加えまして、付加されるものとしては、老朽化等のデータを管理してもらえること、またそれを踏まえまして将来にわたりまして長期の保全計画相当のデータがもたらされることや、最優先すべき修繕箇所等につきまして短期的な修繕計画のデータもお寄せいただくことが可能と考えております。

そういう中で、東大和市の総合管理計画に基づきましたその後の事務でございますが、アクションプランが示していないというのは事実でございますが、そのアクションプランに先駆けまして、まず事務方として、あるいは内部の事務の効率化を果たすこととして、まずすぐに取りかかることができる事業がこの包括施設管理業務でありましたことから、特段調査のための委託料などを計上することなく、内部の調整、また外部につきましては各事業所さんとの市場性の対話等を行うことによって、東大和市において取り組みができる公民連携の手法について調査研究をしてきた結果が今に至っているところでございます。

そして、この業務は、老朽化について考えますと、すぐに取りかかっていかなければならないという状況が公共施設の中にはありますので、早く公共施設の将来に向けた保全計画あるいは再配置等についての検証ができるデータを一日でも早く取り込んでいきたいという思いから、31年度からの履行に向けまして、この30年度途中の補正予算というタイミングで計上させていただいた次第でございます。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 予算書4ページの包括施設管理業務委託なんですが、これまでのやりとりなども聞いていまして、どこまでがその契約の内容なのかというのが私たちにはわからない中での判断が非常にできないなというのが印象なんです。先ほどのほかの議員の質問でも、市の職員のチェックとか議会のチェックというのはどうなっているのかというのがちょっとよくわからないんですが、この業者を選定するというので、指定管理なども、指定管理選定の委員会というのがあるかと思えますけれども、今回この包括施設管理業務の業者を選定するのは、どういった基準でどういったところが行うのか教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 包括施設管理業務委託を請け負う事業者の選定でございますが、この御質疑の中で、指定管理者という制度についての御案内もございました。当市では、指定管理者制度を導入し、その選定をするという実績がございます。それを参考にいたしながら、今庁内には公共施設等最適化検討委員会という公共施設等総合管理計画等について進捗を確認するための組織がございますので、そちらの組織をしております職員によりました選定委員会の組織をつくっていきたく考えているところでございます。

以上です。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔2番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、平成30年度東大和市一般会計補正予算案に反対の立場で討論を行います。

今回の補正予算の規模は、補正額2,772万4,000円というものですが、債務負担行為補正については13億2,053万2,000円という巨額に及んでいます。先ほど御説明あったとおり、年間2億6,000万を超えるというも

のになります。

今質疑の中であったように、この包括施設管理業務委託によって、公と民間の役割分担という点でもこれが適正に行われるのかどうか、それから議会の関与がどのようになるのかということなど不明な点が余りに多過ぎる。それから、今後この補正予算が通るとすぐ公募に入って、事態がどんどん進んでいってしまうという状況も明らかになりました。

そしてさらに、これだけ大きな転換がアクションプラン等で市民にも諮られない、議員にも説明されないという状況のもとで、この補正予算を通すことでどんどん前に進めていくというやり方はきわめて乱暴なものだというふうに考えざるを得ません。

よって、本補正予算に反対するものです。

[2 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第44号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 陳情の付託

○議長（押本 修君） 日程第19 陳情の付託を行います。

5月30日正午までに受理した陳情をお手元に御配付してあります文書表のとおり、議会運営委員会及び建設環境委員会に審査を付託いたします。

○議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 0時38分 散会